

兵庫県立大学地域創造機構運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学地域創造機構規程(平成25年兵庫県立大学規程第89号)第9条第2項の規定に基づき、地域創造機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、地域創造機構(以下「機構」という。)における次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教員の教育研究業績等の審査に関すること。
- (2) 機構の運営に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 支部長
- (4) 地域連携教育研究センター長
- (5) 生涯学習交流センター長
- (6) 地域創造企画室長
- (7) 機構の専任の教授、准教授及び講師
- (8) 事務局長
- (9) 事務局社会貢献部長
- (10) その他機構長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、機構長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、機構長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上から要求があったときに、機構長が招集する。

- 2 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員の同意を得て、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、事務局社会貢献部地域貢献課が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、運営委員会の意見を聴いた上で、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。